

大丈夫？うまい「儲け話」にご用心！

【事例1】

電話で儲かる投資話があると勧誘された。初めは断ったが何度も電話があり、事業者に会ってファンドへの投資を勧誘され契約した。1年間は配当金が支払われた。その後も償還を迎えると他の投資を持ちかけられ、総額数千万円を投資した。事業者に解約を申し出たところ了承されたが、その後、事業者と連絡が取れない。

【事例2】

友人から良い儲け話があると勧誘された。投資すれば毎日配当があると言われ、投資の内容は分からなかったが、良い儲け話だと思い契約した。全く配当がなく、事業者に返金を求めると、返金する内容の書面が届いたが約束の期日を過ぎても返金されない。

「必ず儲かります」や「特別にあなただけに紹介いたします」など言葉巧みに儲け話を持ち掛けられてお金を出すと、実際には儲けるどころか元金の大半が戻らず、勧誘した事業者と連絡がとれないなどの詐欺的な投資勧誘をめぐる消費者トラブルが依然として多く発生しています。

【消費者へのアドバイス】

- ① 見ず知らずの人を儲けさせるようなうまい話はありません。執拗な勧誘を受けても、儲け話を安易に信用してはいけません。
- ② 「必ず儲かる」と勧誘されても、出資者が実際に利益を得られる保証はありません。また、投資したお金を取り戻すことは非常に困難です。
- ③ 内容がよく理解できないものにお金を出したりしないようにしましょう。投資には必ずリスクが伴います。すぐに契約せず、その仕組みをよく理解することが必要です。
- ④ 事業や投資の実態がないにもかかわらず、出資金を集めるなどの詐欺まがいの悪質なケースもあります。

困った時には、お近くの消費生活センター等に御相談ください。

消費生活センターへのお電話は、全国共通の電話番号「188」にお掛けください。